



マスコットキャラクター「クリン」

鈴鹿市不法投棄対策連絡会議

## 花火やバーベキューを行う際のマナー違反、土地の管理にご注意ください

環境政策課

☎382-7954 ☎382-2214

✉kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

夏の楽しみである花火やバーベキューなどは、時間帯や場所によっては近隣の方の迷惑になる場合があります。また、土地の管理をおろそかにすると衛生面やごみの不法投棄などさまざまな問題が発生します。

近隣に配慮し、マナーを守って、気持ちよく暮らせるようにしましょう。



**花火やバーベキューは、近隣にご配慮を！**

海岸、公園、広場などの公共の場所で夜間(22時~6時)に爆竹、打上げ花火、ロケット花火などの大きな音の出る花火をすることや、バーベキューなどにより大声で騒ぐ行為は、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」(県条例)で禁止されています。

花火やバーベキューをするときは、周りの方の迷惑にならないよう、時間や場所に配慮しましょう。



出たごみは、必ず持ち帰りましょう。

公共の場所でなくても

音や煙に注意しましょう。



**土地の管理は所有者・管理者の責務です。適切に管理しましょう！**

土地の管理を怠ると、雑草・雑木が生い茂り、さまざまな問題の発生原因になります。地域の皆さんが快適に暮らせるように早めの対処を心掛けましょう。

### 懸念される問題

#### 隣家・隣地への被害

枝の伸び出しや倒木などにより、隣家・隣地に被害を加えた場合、所有者・管理者の責任になります。



#### 不法投棄の助長

不法投棄されやすくなります。なお、捨てられたごみの処理は土地所有者・管理者の責任になります。



#### 景観悪化・害虫被害

景観が悪くなるだけでなく、蚊などの害虫が発生しやすくなります。



#### 事故誘発・治安悪化

外からの見通しが悪くなり、交通事故や空き巣が発生しやすくなります。



### 対処方法

雑草や雑木が生い茂る前に、定期的に草刈りや剪定を行いましょ

う。



刈った草や剪定枝は燃やせるごみに出すか、清掃センターに持ち込むなど適切に処分しましょ

う。



ご自身で管理が難しい場合は、業者などへ依頼しましょ

う。

